

質 疑 回 答 書

業務名 令和8年度(教総物)第10号
多賀町教育委員会複合機賃貸借業務

令和8年9月16日

番号	質問	回答
1	賃貸借契約ですが、リース会社を介さず、弊社の「賃貸借」(レンタル)での契約でも良いですか？	「賃貸借」(レンタル)での契約も可能とします。ただし、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約の要件を満たした契約であることにご留意ください。
2	設計書にての保守料金は、想定枚数×単価×60ヵ月で記載するものと思いますが、想定枚数は「モノクロ枚数」は出ていますが、カラーの想定枚数が出ていません。カラー単価はどう記載すれば良いのですか？	カラー印刷は、別途カウンター料金とするため保守料金に記載不要とします。
3	業務内容の中で、既存複合機の処分が2台(教育委員会、放課後児童クラブ)となっておりますが、「大滝たきのみやこども園」の既存機は、撤去、処分しないのでしょうか？	本契約では不要とします。